

政統発 0221 第 3 号
令和 2 年 2 月 21 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)



2020（令和 2）年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和 61 年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を毎年実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2020（令和 2）年調査を 6 月 4 日及び 7 月 9 日の両日に実施いたします。

本調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の 4 月中旬、また実際の調査のために 6 月 4 日及び 7 月 9 日の前後 1～2 週間程度の間、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力が不可欠となります。

つきましては、国民生活基礎調査の実施に関する記事の貴会会員の皆様が発行する広報誌等への掲載などについての御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付

参事官付世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

TEL：03（5253）1111（内線：7587）

2020（令和2）年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万8千人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万1千人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票…………… 令和2年6月4日（木）

所得票…………… 令和2年7月9日（木）

（注：所得については、令和元年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …………… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

5 調査の方法

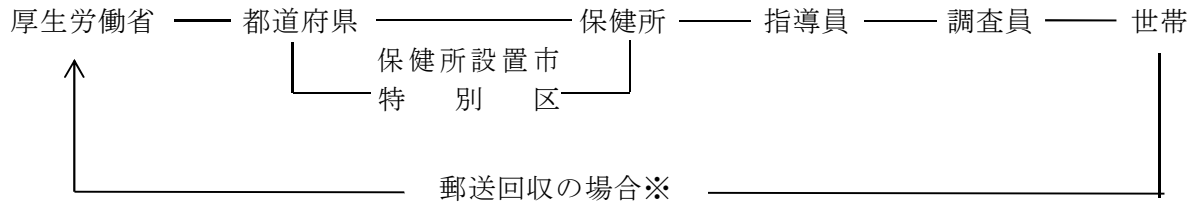
(1) 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 本調査については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。なお所得票についてはやむを得ない場合をのみ密封回収とする。

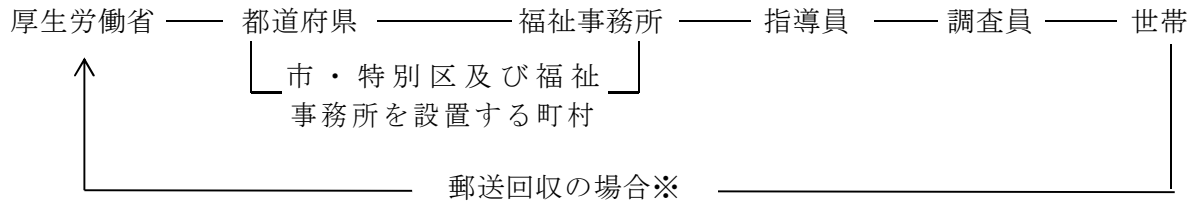
ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。

6 調査の系統

(1) 世帯票



(2) 所得票



※ 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が行う。

調査結果は「2020（令和2）年国民生活基礎調査の概況」及び「2020（令和2）年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

調査の実施について

2020
(令和2)年



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。
調査へのご協力をお願いします。

参考2 (広報用版下)



(2020(令和2)年国民生活基礎調査のポスター)

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問**し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。
- 答えていただいた内容は、**統計を作るためだけに用いられます。**
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された**地方公務員**です。お宅を訪問するときには、**調査員証を携帯**していますのでご確認ください。

? 2020(令和2)年 国民生活基礎調査 とは

6月4日と7月9日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が昭和61年から毎年実施しており、今回が35回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。本年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

詳しくは、厚生労働省のホームページ
または動画チャンネル (YouTube) を
ご参照ください。



国民生活基礎調査

検索



国民生活基礎調査



※ 調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先